

(参考) はじめてテレワーク申請時に必要となる「見積書」の注意点について

はじめてテレワーク申請にあたっては、「テレワーク導入プラン」ホームページから「導入予定機器等一覧表」に出力した内容について、見積書が必要になります。
(見積書は、同ホームページお問い合わせ先や、任意の販売店から取得してください。)

なお、金額の総額が税込 30 万円以上の場合は、2 社以上の見積書が必要となります。
また、物品購入の場合は、税込単価 1000 円以上 10 万円未満のものに限り、はじめてテレワークの対象となります。

(見積書注意事項)

令和〇年〇〇月〇〇日								
お見積書								
〇〇株式会社 〇〇様				〒xxx-xxxx 東京都××区××町1-23 △△株式会社 〇〇 〇〇 印				
お見積有効期限 〇ヶ月以内								
お見積金額				291,600円				
	製品名	単位	単価(円)	単位	数量	計(円)	備考	
1	商品A	製品名は、導入予定機器等 一覧表のパッケージ名称又 は商品名と同じ名称にして ください	50,000		2台	100,000		
2	商品B		1ID/月額	1,000	3ヶ月	10ID	30,000	
3	商品C		1ID/年額	10,000	1年	10ID	100,000	
	商品A設置費	パッケージに記載のない設 置費・設定費等の一切の経 費は、はじめてテレワークの 補助対象外です	15,000			15,000		
	商品B・C設定費		20,000			20,000		
	商品A送料		5,000			5,000		
	小計	消費税、送料等の間接経費 や通信費は、はじめてテレ ワークの補助対象外です				270,000		
	消費税(8%)					21,600		
	合計					291,600		

この見積書のうち、補助金申請の対象となるのは、太枠内の金額のみ(このケースでは230,000円)です。